

奈良市子ども・子育て会議 支給認定・利用者負担検討部会委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	オオガタ 大方 ミカ香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	
2	カメモト 亀本 カズヤ 和也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
3	ニシヤマ 西山 ヨウゲン 明彦	奈良市私立幼稚園協会 会長	
4	ハマダ 浜田 シンジ 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	
5	フジモト 藤本 タカシ 宣史	奈良市保育会 会長	
6	ホリヨシ 堀越 ノリカ 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	

(平成26年4月10日 現在)

奈良市子ども・子育て会議 支給認定・利用者負担検討部会 設置要領

(設置)

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援新制度に係る奈良市の保育の必要性の認定基準及び利用者負担の基準の検討を行うため、奈良市子ども・子育て会議支給認定・利用者負担検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 教育・保育給付の支給認定の基準に関すること
- (2) 特定教育・保育施設の利用に係る利用者負担及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担の基準に関すること
- (3) 前2号のほか子ども・子育て支援新制度に関連して検討を要すること

(構成)

第3条 部会の委員は、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選させる前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議への報告)

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 部会は次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。

(1) 第2条各号に定める事項の調査審議が終了したとき

(2) 会議で部会廃止の決議がなされたとき

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月3日から施行する。

「奈良市子ども・子育て会議支給認定・利用者負担検討部会」について

(1) 部会の設置 (※「支給認定・利用者負担検討部会設置要領第1条」より抜粋)

奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援新制度に係る奈良市の保育の必要性の認定基準及び利用者負担の基準の検討を行うため、奈良市子ども・子育て会議支給認定・利用者負担検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(2) 部会での検討事項

- ・教育・保育給付の支給認定に関する基準について ※1
- ・施設型給付及び地域型保育給付に係る利用者負担額に関する基準について ※2
- ・(子ども・子育て支援法第87条各項に基づく) 過料について ※3

(3) 部会開催等スケジュール (案)

5月2日(金)	第1回支給認定・利用者負担検討部会開催	※1、2
5月下旬(予定)	第2回	※1、2
5月下旬(予定)	第5回子ども・子育て会議開催	※1、2
6月(予定)	パブリックコメント手続実施	※1
7月(予定)	第3回支給認定・利用者負担検討部会開催	※1、2
7月(予定)	第6回子ども・子育て会議開催	※1、2
7月下旬(予定)	法令審査会付議	※1
└ 9月定例市議会へ条例(案)を上程		※1
10月上旬(予定)	第7回子ども・子育て会議開催	
10月下旬(予定)	第4回支給認定・利用者負担検討部会開催	※2、3
11月下旬(予定)	パブリックコメント手続実施	※2、3
1月上旬(予定)	第5回支給認定・利用者負担検討部会開催	※2、3
1月中旬(予定)	第8回子ども・子育て会議開催	※2、3
1月下旬(予定)	法令審査会付議	※2、3
└ 3月定例市議会へ条例(案)を上程		※2、3
3月上旬(予定)	第9回子ども・子育て会議開催	

奈良市保育の必要性の認定及び保育の実施基準に関する条例(案)について

平成26年5月2日

奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課

I. 基本的な考え方

1. 条例制定の背景

現行制度においては、児童福祉法第24条の規定に基づき、保育等の実施基準について条例で定めているところであるが、整備法により改正された児童福祉法ではこの規定が削除され、支援法において、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることから、既存の条例を廃止し、改めて保育の必要性の認定基準について定めるものである。

なお、改正児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定に基づき、当分の間、すべての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行ったうえで、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされているため、利用調整に係る保育の実施基準についても定める必要がある。

2. 現行の法律

児童福祉法
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
 学校教育法

3. 条例で定める項目

支給認定に係る基準（省令案）を依然として国は策定し示しておりません。そこで、本案の作成に当たっては平成26年1月24日に開催された国の都道府県等向け説明会で使用された資料に基づいて作成しております。従いまして、条例で策定すべきか規則や要綱で定める項目であるのか、また、従うべき基準と参酌する基準であるかなどについても全てが明確になっておりません。

分類	個別事項	従うべき基準／参酌すべき基準
認定の区分 支援法19条1項 内閣府令 20条1項 内閣府令	保育の必要性の認定区分 教育・保育給付の資格、区分の申請と認定	従うべき基準
保育の必要性の認定事由 19条1項 内閣府令 20条1項	保育の必要性の事由	従うべき基準
認定の実施 2項	居住する市の認定	従うべき基準
保育時間の区分 3項 政令	保育の必要量（区分）	従うべき基準
優先利用の事由 改正児童福祉法24・73条	保育の優先利用	参酌すべき基準
支給認定の事務 4項 内閣府令 5項 6項 7項	支給認定証の交付 資格の不認定 申請処分の期限 申請の却下	従うべき基準 従うべき基準 従うべき基準 従うべき基準

分類	個別事項	従うべき基準／参酌すべき基準
認定の方法その他 20条1・2・4項 21条 内閣府令 22条 内閣府令 23条1-6項 内閣府令 24条1項 政令 2項 内閣府令	認定方法 認定期間 労働、疾病の状況、その他の事項の届出 支給認定の変更 支給認定の取消 支給認定証の返還	従うべき基準 従うべき基準 従うべき基準 従うべき基準 従うべき基準 従うべき基準

Ⅱ. 国の示す方針に対する奈良市の基準案

項目	現時点での国の方針(案)	従/参	本市の基準案	本市の考え方
保育の必要性の認定区分	<p>教育・保育給付は子どもの保護者に対し、特定教育・保育等の利用について行う。</p> <p>満3歳以上・教育標準時間認定(1号認定)</p> <p>満3歳以上・保育認定(2号認定)</p> <p>満3歳未満・保育認定(3号認定)</p> <p>※市立幼稚園で就労等により「預かり保育」を利用する保護者については、特例施設型給付を受ける2号認定を、就労等以外の保護者については、一時預かり事業(幼稚園型)を対象とするか検討。</p>	従	国の基準どおり	国の方針どおり
教育・保育給付の資格、区分の申請と認定	<p>保護者は市に申請を行い認定を受けなければならない。</p> <p>保護者の居住地または現在地の市が認定する。 ※保護者と子どもの住所が一致しない場合保護者の居住の実態のある市町村を通じて保育の提供を行っていく。</p> <p>市は保育の必要量を認定する。</p>	従	国の基準どおり	<p>国の方針どおり</p> <p>※保護者が申請を行うにあたり、就労など保育の必要性を示す書類を提出することは、従来どおりとし別途定める。</p>
保育の必要性の事由	保護者本人の事由により判断することを基本とする。	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	<p>保護者の同居親族等その他の者が当該子どもを保育することができる場合、市はその優先度を調整することが可能。</p> <p>その同居親族の高齢や要介護など、心身の状況も併せて考慮ができる。</p>	参	国の方針を踏襲する。	<p>国の方針どおり</p> <p>※優先度の調整に関する内容は、別途「優先利用」の項目で策定する。</p>

項目	現時点での国の方針(案)	従/参	本市の基準案	本市の考え方
	<p>①就労は基本的に全て対象 一時預かりで対応可能な短時間就労を除く。</p> <p>フルタイム パートタイム 夜間就労</p> <p>その他すべての就労 居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)</p>	従	国の方針を踏襲する。	<p>国の方針どおり</p> <p>(現行基準に該当)</p> <p>(現行基準に該当)</p> <p>(現行基準なし) 開所時間が最遅は22時まで、いずれも民間保育所で5園。保育の必要量の提供体制の可能な範囲で事由を定めるか検討。</p> <p>(現行基準なし) その他就労の具体的な形態を定めるか検討。</p> <p>(現行基準に該当)</p>
	<p>就労以外</p> <p>②妊娠、出産(産前産後)</p> <p>③保護者の疾病、障がい</p> <p>④同居または長期入院等している親族の介護・看護</p> <p>兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護。</p> <p>同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護。</p>	<p>従</p> <p>従</p> <p>従</p>	国の方針を踏襲する。	<p>国の方針どおり</p> <p>(現行基準に該当)</p> <p>(現行基準に該当)</p> <p>(現行基準に該当：同居親族の介護)</p> <p>資格の確認方法、保育の認定期間などと併せて基準を検討。 例) 小児慢性特定疾患児手帳(すこやか手帳)で確認する。 例) 入院・入所が〇〇ヶ月以上の親族</p>

項目	現時点での国の方針(案)	従/参	本市の基準案	本市の考え方
	<p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動 起業準備を含む。</p> <p>⑦就学 職業訓練校における職業訓練を含む。 インターンシップ制度 具体的の態様・期間等に応じて「就労」、「求職活動」等に該当するものとして認定、または、一時預かり事業で対応する。</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること。</p> <p>⑨育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。</p> <p>①次年度に小学校入学を控える等、子どもの発達上環境の変化に留意する。</p> <p>②保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化が好ましくない場合。</p>	<p>従</p> <p>従</p> <p>従</p> <p>参</p> <p>従</p> <p>従</p> <p>参</p> <p>参</p>		<p>(現行基準に該当)</p> <p>(現行基準に該当)</p> <p>(現行基準なし) 資格の確認方法、保育の認定期間などと併せて基準を検討。 例) 法務局に提出した会社設立登記申請書類一式(設立登記申請書、認証された定款等)の写しで確認する。</p> <p>(現行基準に該当)</p> <p>(現行基準なし) 資格の確認方法、保育の認定期間などと併せて基準を検討。</p> <p>(現行基準に該当)</p> <p>(現行基準に該当)</p> <p>(現行基準なし) 具体的な事由を確認する方法と、その基準について方法を検討。 例) 保護者の疾病、障がいの事由と同程度とする。子どもの障がいの事由と同程度とする。</p>

項目	現時点での国の方針(案)		従/参	本市の基準案	本市の考え方
		<p>育児休業取得前に保育所等を利用しているケースで、上記①②に該当しないため、一旦保育所を退所し、育児休業からの復帰に伴い、再度保育所等を利用することを希望する場合は、優先利用の枠組みの中で対応することとする。</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合</p> <p>満3歳未満の障がい児は「就労」・「求職」等の事由により認定を受け、保育の提供体制を進める。</p> <p>満3歳以上の障がい児は「就労」・「求職」等の事由により認定を受け、教育・保育の提供体制を進める。</p>	<p>参</p> <p>従</p> <p>従</p> <p>従</p>		<p>(現行基準なし) 「優先利用」の項目で検討。</p> <p>何が類するものであるか、検討。 例) 保護者が高齢な祖父母である場合 奈良市における事業計画に基づく教育・保育給付提供体制の確保等についても関係を踏まえて検討。 奈良市における事業計画に基づく教育・保育給付提供体制の確保等についても関係を踏まえて検討。</p>
保育の必要量(区分)	時間の区分	<p>新制度においては、主にフルタイムの就労を想定した保育認定と、主にパートタイムの就労を想定した保育認定を行う。その際には、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、大括りな2区分とする。</p> <p>保育標準時間</p> <p>フルタイムの就労とそれに近い場合を想定 就労時間の下限は1週当たり30時間程度</p>	<p>従</p> <p>従</p>	<p>国の方針を踏襲する。</p> <p>国の方針を踏襲する。</p>	<p>国の方針どおり</p> <p>国の方針どおり</p>

項目	現時点での国の方針(案)		従/参	本市の基準案	本市の考え方
	保育必要量	保育短時間 両方またはいずれかの保護者がパートタイムでの就労を想定	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
		保育標準時間、保育短時間の区分を設ける事由は、「親族の介護・看護」など。	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
		事由が「妊娠、出産」「災害復旧」「虐待やDVの恐れがあること」は区分を設けない。 <u>保育標準時間を一区分とする。</u>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
		<u>※保護者の希望により、保育標準時間認定を受けられる場合であっても、保育短時間を受けるための申請は可能。※複数事由に該当する場合の取り扱いは別途示す。</u>	参	<u>国の方針を踏襲する。</u>	<u>国の方針どおり</u>
		保育必要量は、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するものである。現行制度においても、保育に欠ける子どもについては、最大で11時間の開所時間の中で年間約300日利用することができるが、実際には、親の就労している時間帯での保育を確保する観点や子どもの育成上の配慮の観点から、必要な範囲で保育を利用しているのが実態であり、現に土曜日に保育所を利用する子どもは平日より大幅に少なく、平日において、閉園時間より前に迎えに来る親も多い。保育必要量と実際の利用との関係は、新制度においても同様である。	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり

項目	現時点での国の方針(案)	従/参	本市の基準案	本市の考え方
	<p>それぞれの家庭の就労状況等に応じて、その範囲の中で利用可能な最大枠を設定。 施設・事業者は利用定員に応じその枠に対応した体制をとる。 年間に数の枠として保育所開所日数と同様、約300日とする。</p>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	<p>保育標準時間の枠 1日11時間までの利用に対応 1ヶ月当たり平均275時間 (最大292～最低212時間) を基本とする。 現行制度における保育所の開所時間は、1日に7～8時間前後の勤務に従事し、労働基準法に定められた45分～1時間の休憩時間をとり、通勤にそれぞれ1時間前後を要するという、一般的なフルタイム就労の勤務形態を想定したもの。保護者の勤務先によって始業時間と終業時間が異なることにも留意が必要である。</p>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	<p>保育短時間利用の枠 1日8時間までの利用に対応 1ヶ月当たり平均200時間 (最大212時間)を基本とする。</p>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	<p>短時間利用枠の「就労時間の下限」 1ヶ月当たり平均48時間以上 64時間以下の範囲で、市が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。</p>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり

項目	現時点での国の方針(案)	従/参	本市の基準案	本市の考え方
	<p>保育短時間認定に係る範囲については、保護者の就労実態等を踏まえ、適切な保育の利用を通じて、子どもの健やかな成長を保障し、ひいては子どもの最善の利益を確保していく上で必要な水準を定める。</p> <p>保育認定に当たっては、全国的な公平性の確保の観点からは、極力、収斂、一本化していくことが必要であり、その際、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除き、フルタイムのほか、パートタイムなど、すべての就労形態に対応していくことを基本とする。</p> <p>保育短時間の認定に当たっては、上記のパートタイムの形態で働いているケースを中心に対象とすることから、フルタイム労働よりも就労時間が短い多様な就労形態に対応する観点や、各市区町村における実態を踏まえつつ、フルタイム就労の場合とのバランスを考慮して、具体的には、フルタイム就労者は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1週当たりの就労日数を週5日としていることが一般的と考えられること ・1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業所が大半であることを踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定する。 <p>「就労時間の下限」は保育の量的確保等に時間を要すること等を顧慮し、最大10年間程度の経過措置期間を設け対応。</p> <p>現在、保育所に入所中の児童については、就労時間の下限時間に変更があっても、入所継続できる経過措置を講ずる。</p> <p>保育必要量を超える時間帯は一般型(仮称)の延長保育事業を利用する。</p>	<p>従</p> <p>従</p> <p>参</p>	<p>国の方針を踏襲する。</p> <p>現行基準では、昼間に1日6時間以上、かつ週4日以上労働している場合としている。</p> <p>経過期間を設けたうえで、この基準を1ヶ月当りに換算して96時間を下限とする。</p> <p>国の方針を踏襲する。</p> <p>国の方針を踏襲する。</p>	<p>(現行基準あり)</p> <p>奈良市における保護者の就労実態(ニーズ調査)に基づいて下限の設定を検討する。また、奈良市における事業計画に基づく教育・保育給付提供体制の確保等についても状況を踏まえて検討する。そのうえで新たに「就労時間の下限」となる時間を設定するまでの経過期間を検討する。</p> <p>国の方針どおり</p> <p>国の方針どおり</p>

項目	現時点での国の方針(案)	従/参	本市の基準案	本市の考え方
優先利用	<p>待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。</p> <p>虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法24条5項に基づく措置制度も併せて活用することとする。</p>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	<p>その際、優先的な受入が実際に機能するよう、地域における受入体制を確認し、事業計画に基づく提供体制の確保等を着実に実施していくことが必要。</p> <p>それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用。</p>	参	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	<p>①ひとり親家庭</p> <p>母子及び寡婦福祉法第28条</p>	参		(現行基準に該当)
	<p>②生活保護世帯</p> <p>就労による自立支援につながる場合</p>	参		(現行基準に該当)
	<p>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</p>	参		(現行基準なし)
<p>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律13条の2</p>	参		(現行基準に該当)	
<p>⑤子どもが障害を有する場合</p>	参	<p>集団保育が可能な子どもに限る。</p>	<p>各保育所の保育士の配置に基づく教育・保育給付提供体制との関係を踏まえて検討。</p>	

項目	現時点での国の方針(案)	従/参	本市の基準案	本市の考え方
	⑥育児休業明けの保育所等の利用を希望する場合 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用し、施設等の利用を再度希望する場合 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用し、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合 1歳時点まで育児休業を取得し復帰する場合	参		(現行基準なし) (現行基準なし) (現行基準に該当)
	⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合	参		(現行基準に該当)
	⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 連携施設に関する経過措置	参		(現行基準なし)
	⑨その他市が定める事由	参		
支給認定証の交付	市は支給認定区分、保育の必要量、その他事項を記載した認定証を交付する。	従	国の基準どおり	国の方針どおり
資格の不認定	市は理由を附して不認定を通知する。	従	国の基準どおり	国の方針どおり
処分の期限	市は30日以内に処分する。期限を延期できる。	従	国の基準どおり	国の方針どおり
申請の却下	処分の期限が過ぎた場合、保護者は市が却下したと見なせる。	従	国の基準どおり	国の方針どおり

項目	現時点での国の方針(案)	従/参	本市の基準案	本市の考え方
認定方法	教育標準時間認定のみを希望する場合 <u>4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間。それ以外の時間は一時預かり事業対象。</u>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	保護者が入園予定の施設を通じて市に認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本とする。入園予定の施設の内定が得られず利用施設を探す場合や、年度途中で転入し入園予定の施設がすぐに決まらない場合などは、法律の想定どおりに保護者が市町村に直接認定申請を行うことも考えられる。	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	入園内定がとれた時点以降に、入園予定の施設を通じて上記の手続きを行う。利用契約（内定、契約の締結など）、認定のそれぞれの時期や、施設経由の申請の法的位置付けなどについて、さらに検討。	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	現行制度における利用者が新制度へ移行する場合、事前の認定手続きを可能とし、簡素な手続きとすること。	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
認定期間	満3歳未満・保育認定から満3歳以上・保育認定へは職権変更	従	国の基準どおり	国の方針どおり
	教育標準時間の有効期間は3年間(小学校就学前まで)	従	国の基準どおり	国の方針どおり
	満3歳以上・保育認定は小学校就学前まで	従	国の基準どおり	国の方針どおり
	満3歳未満・保育認定は満3歳の誕生日まで	従	国の基準どおり	国の方針どおり
	保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとする。	従	国の基準どおり (その事由が消滅した日が属する月の末日まで。)	国の方針どおり (現行基準を継続し、その事由が消滅した日が属する月の末日までとするとして検討。)

項目	現時点での国の方針(案)	従/参	本市の基準案	本市の考え方
	<p>保護者の疾病等は入院・療養を要しなくなった時点</p> <p>就学は卒業した時点</p> <p>求職活動は雇用保険制度に基づく失業等給付日数90日を基本に検討</p>		<p>国の方針を踏襲する。</p> <p>国の方針を踏襲する。</p> <p>国の方針を踏襲する。</p>	<p>(現優先基準なし)</p> <p>(現優先基準なし)</p> <p>(現行基準は2ヶ月に期限を定めている。)</p>
	<p>国の対応方針に示されていない事項</p>		<p>妊娠・出産</p> <p>出産予定月の前後2ヶ月とし、最長4ヶ月間 ただし、切迫流産等の診断があり子どもの保育が困難な場合は、診断書により保育が必要な期間とする。</p> <p>災害復旧</p> <p>災害が復旧の事由が消滅した日の属する月末までとする。</p>	<p>(現行基準に該当)</p> <p>現行基準を継続する。</p> <p>(現行基準に該当)</p> <p>現行基準を継続する。</p>
労働、疾病の状況、その他の事項の届出	<p>現況届は事由の確認、利用者負担の決定に必要、1年に1回を基本に保護者へ求める。</p>	従	<p>国の方針を踏襲する。</p>	<p>国の方針どおり</p>
	<p>検討 支給認定証の様式と申請方法</p> <p>施設・事業者が知りえる情報の取り扱い。 (利用者負担額、優先利用など)</p>	参	<p>国の方針を踏襲する。</p>	<p>国の方針どおり</p>
	<p>支給認定証には利用者負担額を記載せず、別途書類を交付</p>	従	<p>国の方針を踏襲する。</p>	<p>国の方針どおり</p>
	<p>支給認定の事由に該当しない場合の理由の明示</p>	従	<p>国の方針を踏襲する。</p>	<p>国の方針どおり</p>

項目	現時点での国の方針(案)	従/参	本市の基準案	本市の考え方
支給認定の変更	保護者は必要な場合、支給認定の区分、保育の必要量、その他内閣府令の事項について変更申請する。	従	国の基準どおり	国の方針どおり
	保護者は支給認定証を市に提出する。	従	国の基準どおり	国の方針どおり
	市は変更事項を記載して支給認定証を返還する。	従	国の基準どおり	国の方針どおり
	満3歳未満・保育認定から満3歳以上・保育認定へは市が職権により変更できる。	従	国の基準どおり	国の方針どおり
支給認定の取消	満3歳未満児童が保育認定に該当しなくなったとき。 市外に転居したとき。 その他政令で定めるとき	従	国の基準どおり	国の方針どおり
支給認定証の返還	支給認定を取消したとき	従	国の基準どおり	国の方針どおり
※利用調整	優先利用の取り扱いとも連動した具体的なフローを検討	参		